

第3章 これまでの主な取組と課題

1 第2期旭川市地域福祉計画での主な取組

第2期計画での主な取組をまとめました。

施策の展開	施策の展開方向	主な取組
福祉教育の推進	(1) 学校等での福祉教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「福祉出前講座」の実施 ・「総合的な学習の時間」での体験学習（高齢者疑似体験や車いす乗車体験）の実施 ・特別支援保育（障害児保育）の定員拡大 ・障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒との交流及び共同学習の実施 ・地域福祉に関する研修会の開催 ・公民館での地域福祉をテーマとした講座の開催
	(2) 地域交流の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいきセンター、近文市民ふれあいセンターの運営 ・障害者福祉センター（おびった）の運営 ・障害者週間記念事業の実施

施策の展開	施策の展開方向	主な取組
住民主体による地域を支えるネットワークづくりの推進	(1) 地域住民によるネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認事業の実施（平成23年度まで） ・安心見守り事業の実施（平成24年度から） ・ふれあいサロンの開催 ・除雪・排雪事業の実施 ・地域特性を活かした事業の実施 （地域住民が主体となって地域の課題を把握し、課題解決に向けた活動を実践する取組） ・地区社会福祉協議会の広報誌発行 ・知的障害者暮らしの状況調査の実施
	(2) 福祉活動拠点のネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあいサロンの開催
	(3) 住民自治組織の活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・町内会への加入促進 ・市民委員会の活動促進 ・地域まちづくり推進協議会の活動促進 <p>※地域まちづくり推進協議会</p> <p>地域の様々な団体が地域課題の共有と解決に取り組むために、平成22年度に7地域に設置</p> <p>平成24年度からは、全市域12地域に設置</p>
地域福祉を支える団体との連携	(1) ボランティア・NPO 法人等の活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・旭川市市民活動交流センターの開設（平成22年度） ・旭川市市民活動交流センターにおける市民活動の支援 ・旭川市ボランティアセンターにおけるボランティア活動の支援及び「支援を必要としている人」と「ボランティア活動をしたい人」のコーディネート

施策の展開	施策の展開方向	主な取組
地域福祉を支える団体との連携	(2) 市社会福祉協議会との連携・協力	<ul style="list-style-type: none"> • 地域福祉計画と地域福祉活動計画の連携 • 地域支え合いの体制づくり (安心見守り事業の体制づくりなど)
福祉サービスの適切な利用の推進	(1) 総合的な相談体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 各種専門相談窓口の設置 • 民生委員・児童委員の活動の推進 • 介護119番、地域包括支援センターの設置 • 障害者総合相談支援センター あそーとの設置 • 地域子育て支援センターの設置 • 配偶者暴力相談支援センターの開設 (平成22年4月) • 支所まちづくり相談窓口の開設 (平成24年5月) • 旭川成年後見支援センターの開設 (平成25年5月) • 生活支援相談センターの開設 (市社会福祉協議会 平成25年5月) • 旭川市自立サポートセンターの開設 (平成26年1月) ※生活支援相談センターを旭川市自立サポートセンターに一本化 • 各種相談窓口の連携による問題解決の取組

施策の展開	施策の展開方向	主な取組
福祉サービスの適切な利用の推進	(2) 福祉・保健・医療との連携・情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・女性支援ネットワークの設置 (要保護児童や DV 被害者の適切な保護を行うための関係機関の連携体制の整備) ・各種パンフレット・ガイドブック・ホームページによる福祉制度や福祉サービスの情報提供 ・「障害者福祉の手引」音声コード版の作成
	(3) 福祉サービス施策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・各種福祉サービス施策の推進 <ul style="list-style-type: none"> 地域の子育て支援 地域の障害者支援 地域の高齢者支援 地域の生活者支援
福祉サービス利用者の権利擁護の推進		<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の権利擁護に関する学習会の開催 ・成年後見制度普及啓発講演会，地域研修会，申立事務説明会の開催 ・成年後見制度利用支援体制検討委員会の設置 ・旭川成年後見支援センターの開設 (平成25年5月)

施策の展開	施策の展開方向	主な取組
生活環境づくりの推進	(1) 生活環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> • 公共施設や道路の新設, 改修時のバリアフリー化 • やさしさ住宅補助制度の実施 • 高齢者等住宅改善講習会の開催 • 高齢者等屋根雪下ろし事業の実施 • 高齢者等住宅前道路除雪事業の実施 • 高齢者世帯等の除雪支援を行う個人や団体への雪処理機器の貸出し • 福祉避難所(災害時要援護者のうち特に配慮が必要な方の避難所)の整備 • 災害時要援護者名簿の作成 • 視聴覚障害者災害時情報発信事業の実施
	(2) 人材・福祉事業者の育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> • 聴覚障害者協力員養成研修の実施 • 点訳奉仕員養成研修の実施 • 市民後見人の養成 • 認知症サポーターの養成 • 社会福祉実習生の受入れ

2 第2期旭川市地域福祉計画実施による成果と今後の課題

(1) 第2期旭川市地域福祉計画実施による成果

○相談・支援体制の充実

各種専門相談窓口や、高齢者に関する総合相談を行う地域包括支援センター、障害者に関する総合相談を行う障害者総合相談支援センターなどの総合相談窓口を設置し、必要に応じて相談窓口が連携し、問題解決に取り組むなど、相談・支援体制の充実を図ってきました。

平成25年5月に、市社会福祉協議会が、対象や内容を限定せずに相談を受け、困り事の要因を整理し、解決に向けて関係機関につなぐ「生活支援相談センター」を開設しました。平成26年1月には、様々な要因から困窮状態に陥っている住民からの相談を受け、関係機関と連携して自立に向けての支援を行う「旭川市自立サポートセンター」を市が開設しました。既存の相談窓口や制度で対応することができなかった生活課題の解決に向けた取組を進めています。

市は、平成27年4月1日施行の「生活困窮者自立支援法」に先駆け、生活困窮者の自立支援に関する総合的な相談に応じるため、市社会福祉協議会に委託し、「旭川市自立サポートセンター」を設置しました。「旭川市自立サポートセンター」と、市社会福祉協議会が開設していた「生活支援相談センター」とは機能が類似しているため、「旭川市自立サポートセンター」に一本化しました。

○困り事を抱えている人に地域住民が気づき、地域で支える体制の向上

高齢者のひとり暮らしや寝たきりの高齢者がいる世帯に限定して見守りを行っていた「安否確認事業」を発展させ、対象者を限定せず、地域住民が心配な人について話し合い、本人の同意のもと見守るという「安心見守り事業」を行うようになったことにより、困り事を抱えている人に地域住民が気づき、地域で支える体制が向上しました。

○住民主体による地域課題の把握と課題解決に向けた活動の実践

市社会福祉協議会は、地域住民が主体となって地域の課題を把握し、課題解決に向けた活動を実践する取組を支援してきました。平成25年度までに33の地区社会福祉協議会が、地域課題の把握のための調査や、課題解決に向けた活動の実践に取り組んでいます。さらに「地域特性を活かしたまちづくり事業」のモデルとなった9地区社会福祉協議会のうち、新旭川、鷹の巣福祉村、永山第3、永山第2の4地区では、平成26年度～平成30年度に地区で取り組む活動をまとめた地区社会福祉協議会実践計画を策定しました。これらの地区においては、市民委員会、町内会、民生児童委員、地区社会福祉協議会、老人クラブ、教育機関、地域包括支援センター、福祉施設等が集まって話し合う場を持ったことにより、団体間で地域の課題を共有することができ、各団体が連携して課題解決に向けた活動を実施していく取組が進められています。また、「地域特性を活かしたまちづくり事業」のモデルとなった他の地区においても、地区社会福祉協議会実践計画策定に向けた取組が進められています。

○成年後見制度の普及及び利用支援体制の充実

成年後見制度の普及啓発講演会、地域研修会、申立事務説明会を開催し、成年後見制度の普及に努めました。平成25年5月には、旭川成年後見支援センターを開設し、成年後見制度の相談支援や普及活動を行うなど、利用支援体制の充実を図りました。

○災害時要援護者を対象とした福祉避難所の整備

平成21年度に「旭川市災害時要援護者避難支援ガイドライン」を作成し、関係機関・団体に周知するとともに、旭川市地域防災計画において福祉避難所の開設を定めました。

平成25年度には、旭川社会福祉施設協議会と「福祉避難所の指定等及び人材派遣に関する協定」を締結し、災害時要援護者であって、一般の避難生活において何らかの配慮を必要とする者の避難援護を行うため、市内の社会福祉施設を拠点的な福祉避難所に指定し、災害時要援護者の受入れ

や移送等の協力を得ることにしました。

(2) 今後の課題

○地域福祉活動の体制づくりと担い手の育成

見守りなどの地域福祉活動に取り組む地域が増えていますが、地域福祉活動の体制づくりが進んでいない地域もあり、また、地域福祉活動に取り組んでいる地域でも、担い手が不足しており、少数の活動者に過度に負担が掛かるという悩みを抱えています。

地域福祉活動の体制づくりと担い手の育成に取り組んでいくことが必要です。

○社会的に孤立している要援護者への対応

見守りなどの地域福祉活動を通じて、困り事を抱えている人に地域住民が気づき、地域で支える体制が向上していますが、地域とのつながりを絶っている人については、地域住民が気づくことは困難です。また、支援が必要な状況であることに地域住民が気づき、見守りなどの地域福祉活動による支援を受けることや、福祉サービスの利用を促しても、本人が地域や行政との関わりを拒絶し、支援につながらない場合があります。

支援が必要であるにも関わらず、必要な支援を受けないでいることは、本人の健康や、生活の質の低下が心配されるだけでなく、近隣住民とのトラブルに発展する可能性もあることから、今後は、社会的に孤立している*要援護者を把握し、支援につなげていくための積極的な取組が必要です。

また、近年、適切に管理されていない住宅で部分損壊や倒壊、屋根からの落雪などにより周囲に危険を及ぼすおそれのあるものや、敷地内にごみが無造作に堆積されているもの（いわゆる「ごみ屋敷」）について、地域住民から市に寄せられる苦情や相談が増えています。

このような問題の背景には、住宅の所有者が社会的孤立などの問題を抱えている場合もあり、福祉担当部局以外の業務において、社会的に孤立しているおそれがある住民を把握した場合は、本人の同意を得て、福祉担当部局に連絡するなど、関係部局が連携して解決に取り組むことが必要です。
※この計画書の中で、「要援護者」とは、日常生活を送る上で、支援が必要

な人のことを指します。

○農村部・郊外地区において安心して暮らすことができる地域づくり

農村部・郊外地区5地区を対象に、地域に対する思いや地域の課題を把握するためのアンケート調査を行ったところ、地域のつながりが強く、住民同士の日常的な見守りが行き届いていること、住み続けたいという思いを強く持っていることがわかりました。その一方で、高齢になり、通院、買物、除雪ができなくなったときに地域を離れなければならないという不安を抱えていることもわかりました。農村部・郊外地区については、住み慣れた地域に安心して住み続けることができるよう、他の地域とは異なる取組の検討が必要です。

○相談窓口の連携による総合的な相談・支援

各種相談窓口の整備は進んでいますが、制度の谷間にある問題を抱えている場合や、複数の要因が絡み合っている場合など、既存の一つの相談窓口では問題の解決に導くことが困難な場合があります。

これまでも相談窓口の連携による問題解決に取り組んできましたが、相談窓口の連携をより一層強化し、困り事を抱えている人を総合的に支援していくことが必要です。

○ボランティアやNPO法人等の活動に気軽に参加できる仕組みづくり

制度の谷間にある問題を抱える人が増え、支援を必要とする人のニーズが多様化している状況において、福祉サービスでは対応できない多様なニーズに柔軟に対応する活動を行っているボランティアやNPO法人等の活動は、ますます重要性を増していますが、活動を行う担い手が不足しています。地域住民がボランティアやNPO法人等の活動に気軽に参加できる仕組みを作っていくことが必要です。

○市民後見人の養成

高齢者や障害者を狙った詐欺や消費者被害、近親者による身体的・経済的な虐待が問題となっています。判断能力が不十分な方に対し、日常生活自立支援事業や成年後見制度といった制度の利用を促すことに加え、支援を必要とする方の身近にいて、本人の意向に沿って金銭の管理や福祉サービスの利用契約等について支援を行う市民後見人の養成に取り組むことが必要です。

○避難行動要支援者の避難支援体制づくりに向けた取組

災害対策基本法の改正により、平成26年4月から、市町村は、避難行動要支援者名簿を作成し、本人の同意を得て、平常時から消防機関や民生委員等の避難支援等関係者に情報提供することとなり、災害発生時には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者に提供できることとなりました。今後、避難行動要支援者の要件、避難支援等関係者への名簿情報の提供、災害発生時の名簿の活用などについて、地域防災計画で定めることとなります。

避難行動要支援者名簿の作成と避難支援等関係者との情報共有に取り組み、避難行動要支援者の避難支援体制づくりを推進していくことが必要です。

「災害時要援護者」と「避難行動要支援者」

「災害時要援護者」と「避難行動要支援者」は、ともに災害発生時に避難をする際に支援を要する人のことを指します。

平成18年3月に国の「災害時要援護者の避難対策に関する検討会」が示した「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」では、災害時の避難に支援を要する人を「災害時要援護者」と呼んでいました。

いわゆる「災害時要援護者」とは、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊婦等があげられる。(災害時要援護者の避難支援ガイドライン)

平成25年6月の「災害対策基本法」の改正により、市町村は、災害時の避難に支援を要する人の把握に努めるとともに、名簿を作成することなどが定められました。改正後の災害対策基本法では、災害時の避難に支援を要する人のことを「避難行動要支援者」と記載しています。

災害対策基本法 第49条の10（避難行動要支援者名簿の作成）

市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、・・・

この計画書では、災害時の避難に支援を要する人のことを、第2期計画期間（災害対策基本法改正前）の取組や成果について記載するときには、「災害時要援護者」と、第3期計画期間（災害対策基本法改正後）の取組について記載する時には、「避難行動要支援者」と表記します。

3 第3期旭川市地域福祉計画の重点的取組事項

2(2)で整理した今後の課題を踏まえ、第3期計画期間の5年間で重点的に取り組んでいく事項は、次のとおりです。

○社会的に孤立している要援護者の把握と支援

地域福祉活動をこれまで以上に推進することに加え、福祉サービスを利用していない高齢者等の社会的に孤立しているおそれのある住民について、行政が調査を行うなど、社会的に孤立している要援護者の把握に積極的に取り組みます。行政が、社会的に孤立している要援護者を把握したときには、福祉サービスの利用を促すとともに、本人の同意を得て地域に情報を提供し、見守りやふれあいサロン等の地域福祉活動につなげるなど、本人の意向に添った支援を行います。

○避難行動要支援者名簿の作成と情報共有に向けた取組

避難行動要支援者の要件、避難行動要支援者の把握方法や本人の同意の取り方、避難行動要支援者名簿の情報を提供する避難支援等関係者の範囲について検討します。これらが決定した後、避難行動要支援者の調査を実施して名簿を作成し、同意を得た人の名簿情報を避難支援等関係者に提供し、避難行動要支援者の避難支援体制づくりに取り組みます。